

いたばしエコポイント事業 省エネ・再エネ機器等導入ポイント事業実施細目

令和8年7月16日区長決定

(趣旨)

第1条 この細目は、いたばしエコポイント事業実施要綱に基づき実施する省エネ・再エネ機器等導入ポイント事業について必要な事項を定めるものとする。

(対象機器等及びポイントの額)

第2条 対象機器及び付与ポイントの額は別表第1のとおりとする。

(対象者)

第3条 対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 区内に住所を有し、自ら居住する住宅に対象機器を設置し、当該住宅において自己の居住の用に供する個人であること。
- (2) 管理組合・法人その他これらに類する団体ではないこと。
- (3) 導入する機器は未使用品であり、かつリースその他これに類する契約によるものではないこと。
- (4) 対象機器の購入及び設置に係る費用を自ら負担し、かつ当該機器を自らが所有していること。
- (5) 賃貸借その他自己の所有に属さない住宅にあっては、当該住宅の所有者その他権原を有する者から当該機器を設置することについて、同意を得ていること。

(ポイント付与対象経費)

第4条 ポイント付与の対象となる経費は、機器等の設置又は施工に要した消費税抜きの経費とする。その範囲は、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用とする。

- 2 ポイント付与の対象となる機器等と、対象とならない機器等の両方に係る経費は、両者の金額比率で案分し、前者に係ると認められる経費のみをポイント付与対象経費とする。
- 3 前二項に規定するポイント付与対象経費について、他の補助金が支払われる場合は、その金額を差し引いた額をポイント付与対象経費の額とする。
- 4 ポイント付与対象経費の算定に当たっては、対象機器の購入時において販売価格から直接減額された額（値引き額）を控除するものとする。
- 5 前各項の規定により算定したポイント付与対象経費の額が、当該機器に係る付与

ポイント額に相当する額を下回るときは、ポイント付与の対象外とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、区長が指定する方法により、住所、氏名、電話番号等の申請データに別表第2に掲げる書類を全て揃えて、区長が指定する日までに申請しなければならない。

2 区長は必要と認める場合は、前項規定する書類以外の書類を提出させることができる。

3 第1項の申請は、申請者1人につき別表第2で定める同一種類の機器等に対し、各年度1回までとし、同一の世帯においては1人までとする。

4 前項の規定について、区長が必要と認めるときはこの限りではない。

5 区長は申請の受付後、必要に応じて現地確認を行うことができる。

(審査)

第6条 区長は、前条の申請が提出されたときは、その申請内容について審査を行う。

(ポイント付与決定)

第7条 区長は、審査の結果適当と認めたときは、ポイント付与を決定し、別記第1号様式に定める「いたばしエコポイント事業 省エネ・再エネ機器等導入ポイント付与決定通知書」により、適当ではないと認めたときは別記第2号様式に定める「いたばしエコポイント事業 省エネ・再エネ機器等導入ポイント不付与決定通知書」により申請者へ通知する。

2 前項の決定は予算の範囲内で行う。

(ポイントの請求)

第8条 前条の規定によりポイント付与の決定を受けた者が、ポイントの付与を受けようとするときは、区長の指定する方法により区長が指定する日まで請求手続きを行わなければならない。

2 区長が定める日までにポイント請求の手続きを行わないときは、ポイントの付与を辞退したものとみなす。

(ポイントの付与)

第9条 区長は前条の規定によりポイント付与の請求手続きを行った者に対し、別記第3号様式に定める「いたばしエコポイント事業 省エネ・再エネ機器等導入ポイント付与通知書」により通知し、ポイントを付与する。

(補則)

第10条 この細目に定めるもののほか必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この細目は、令和8年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

機器名	対象機器	付与ポイント
エアコン	東京都が実施する「家庭のゼロエミッション行動推進事業」の対象機器であるエアコン	1台につき 10,000ポイント ※ポイント付与対象経費が付与ポイント相当額未満の場合は付与しない
冷蔵庫	東京都が実施する「家庭のゼロエミッション行動推進事業」の対象機器である冷蔵庫	1台につき 10,000ポイント ※ポイント付与対象経費が付与ポイント相当額未満の場合は付与しない
太陽光発電システム	東京都が実施する太陽光発電システムに係る補助事業の交付決定を受け、助成額が確定した太陽光発電システム	出力1kWあたり 20,000ポイント (上限80,000ポイント) ※算定額の千ポイント未満は切り捨てとする。 ※助成金額の算定基準となる出力は太陽電池モジュールの最大出力合計とインバーター出力とのいずれか低い方とする。

別表第2（第5条関係）

機器名	必要添付書類
エアコン	・領収書等の支払いの事実が証明できる書類 （原則、氏名・型番・領収日・価格が記載されていること） ・設置後の写真 ・他の助成金等を受けている場合は、その金額がわかる書類
冷蔵庫	・領収書等の支払いの事実が証明できる書類 （原則、氏名・型番・領収日・価格が記載されていること） ・設置後の写真 ・他の助成金等を受けている場合は、その金額がわかる書類
太陽光発電システム	・東京都が発行する助成金額決定通知書等の都の助成金を受けたことがわかる書類 ・領収書等の支払いの事実が証明できる書類 （原則、氏名・型番・領収日・価格が記載されていること） ・設置後の写真（区長が必要と認める場合に限る） ・太陽電池モジュールの最大出力合計とインバーター出力がわかる書類 ・他の助成金等を受けている場合は、その金額がわかる書類

いたばしエコポイント事業
省エネ・再エネ機器等導入ポイント付与決定通知書

様

板 橋 区 長
(公印省略)

月 日付で申請のあったいたばしエコポイント事業 省エネ・再エネ機器等導入ポイントの付与について、下記のとおり決定したので、通知します。
いたP a y ポイントの付与を受ける場合は、期限までに下記のフォームよりポイント請求手続きを行ってください。

記

1 登録番号

2 ポイント付与対象機器
エアコン・冷蔵庫・太陽光発電システム

3 付与ポイント額（いたP a y ポイント）
ポイント

4 請求方法
区が指定する電子フォーム
(URL 及び二次元コード) ※入力にはパスワードが必要です。
≪PASS: ≫

5 請求期限
年 月 日
※期限までに請求がない場合、ポイント付与決定は取り消しとなりますので、ご注意ください。

6 問い合わせ先
板橋区 資源環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進係
電話：03-3579-2622

板資政第 号
令和 年 月 日

いたばしエコポイント事業
省エネ・再エネ機器等導入ポイント不付与決定通知書

様

板 橋 区 長
(公印省略)

月 日付で申請のあったいたばしエコポイント事業 省エネ・再エネ機器等導入ポイントの付与について、下記のとおり、ポイントを付与しないことに決定したので、通知します。

記

1 理由

2 問い合わせ先

板橋区 資源環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進係
電話：03-3579-2622

いたばしエコポイント事業
省エネ・再エネ機器等導入ポイント付与通知書

様

板 橋 区 長
(公印省略)

月 日付で請求のあったいたばしエコポイント事業 省エネ・再エネ機器等導入ポイント付与について、下記のとおり、ポイントを付与したので、通知します。

記

1 付与ポイント額
_____ポイント

2. 内訳

対象機器	付与ポイント額
エアコン	ポイント
冷蔵庫	ポイント
太陽光発電システム	ポイント

※指定のいたばし Pay アカウントナンバーへ付与いたします。

3. 問い合わせ先

板橋区 資源環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進係
電話：03-3579-2622